

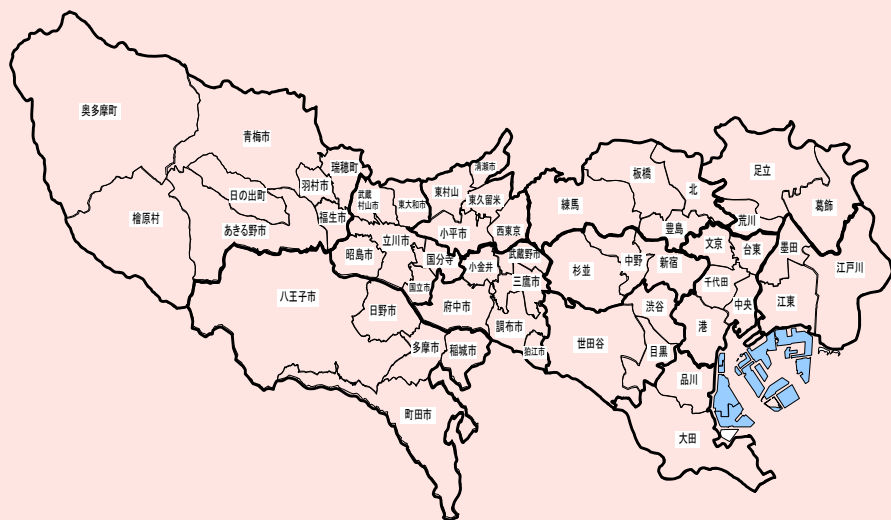
東京都

～病院から地域生活へ安心して暮らし続ける～ を支援する

東京都の精神障害者の地域生活への移行に向けた取組は、平成16年度精神障害者退院促進支援モデル事業から始まり、平成18年度東京都精神障害者退院促進支援事業を経て、平成24年度からは「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」が個別給付化されるのに伴い、「精神障害者地域移行体制整備支援事業」として実施しています。

1 都の基礎情報

東京都



取組内容

【人材育成の主な取組】

- 精神障害者地域移行体制整備支援事業
- 人材育成事業…精神障害者の地域移行・地域定着を担う
人材の資質向上のための研修等を実施。

【精神障害者の地域移行の取組】

- 精神障害者地域移行体制整備支援事業
- 精神障害者早期退院支援事業
- 精神保健福祉士配置促進事業

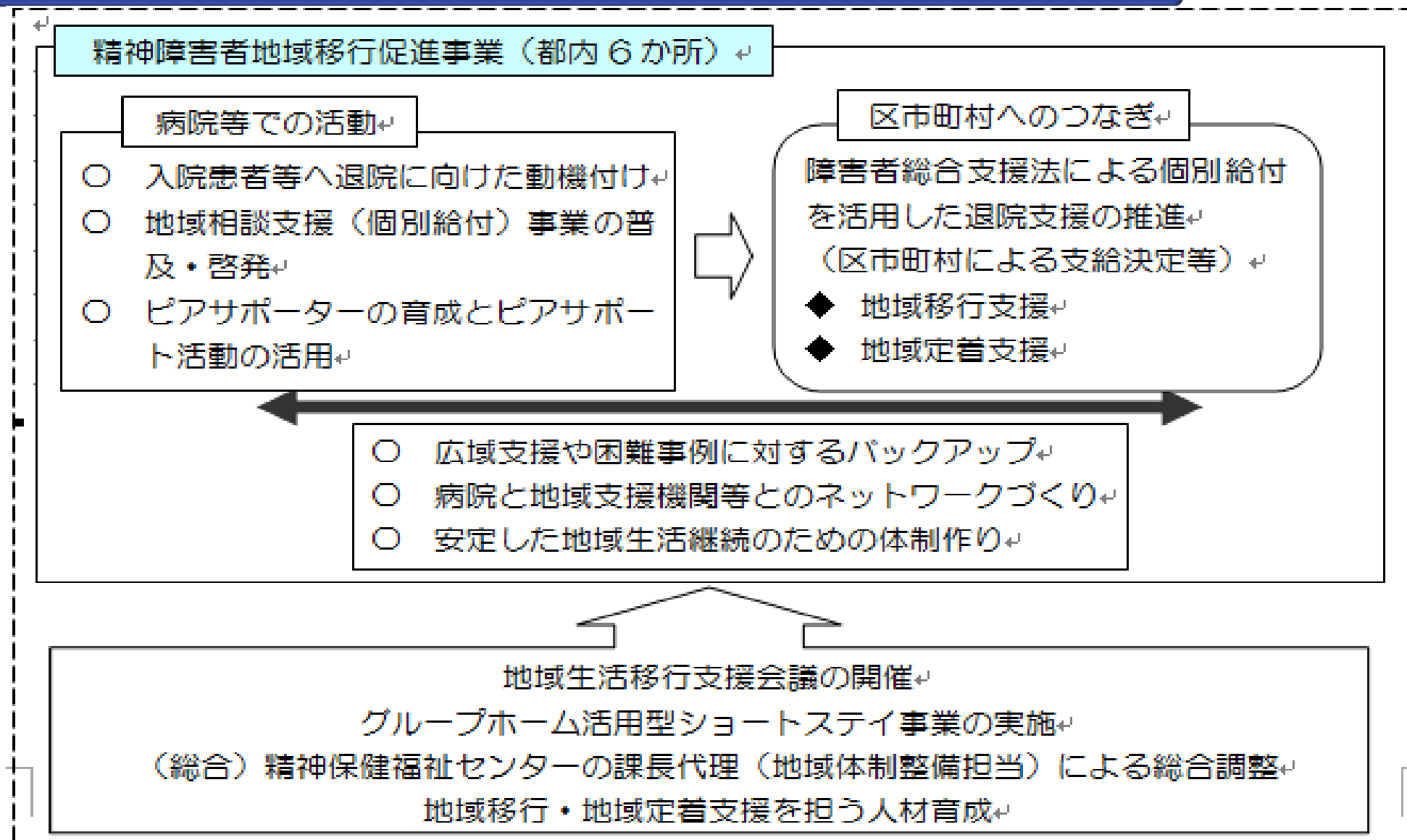
基本情報

圏域数（※）	13カ所
人口（平成25年6月東京都の人口（推計）より）	13,277,001人
精神科病院の数（平成25年版「東京都の精神保健福祉」より）	115病院
精神科病床数（平成25年版「東京都の精神保健福祉」より）	22,771床
入院精神障害者数 （平成25年版「東京都の精神保健福祉」より）	3か月未満：5,252人（26.1%）
	3か月以上1年未満：3,595人（17.9%）
	1年以上：11,254人（56.0%）
退院率 （平成24年度厚生労働省「精神保健福祉資料」より）	入院後3か月時点：61.4%
	入院後1年時点：89.8%
相談支援事業所数 （平成28年2月1日現在）	一般相談事業所数：662
	特定相談事業所数：174
障害福祉サービスの利用状況（平成26年3月利用実績より）	地域移行支援サービス：81人
	地域定着支援サービス：75人
保健所（※）	東京都保健所6カ所
（自立支援）協議会（※）	（人材育成について議論）：専門部会なし *第4期東京都自立支援協議会において、相談支援専門員の人材育成について議論を深めている。
	（精神障害者の地域移行について議論）：専門部会なし
精神保健福祉審議会（※）	東京都地方精神保健福祉審議会、保健医療計画部会

（※）平成28年1月現在

2 精神障害者の地域移行推進のための取組概要

精神障害者地域移行体制整備支援事業（平成28年度概要）



3 都道府県としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯 ①

○「東京都精神障害者退院促進支援事業」（平成18年度～23年度）

精神科病院に原則1年以上入院している精神障害者のうち、病状が安定し、地域の受け入れ条件が整えば退院可能で、本人が退院を希望する者を対象に、地域生活への円滑な移行を支援するとともに、精神障害者の地域生活に必要な体制の整備、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図る。

◆「退院促進コーディネーター事業」（事業委託）

相談支援事業所等に配置した退院促進コーディネーターらが病院を訪問し、精神科医療機関や地域の関係機関との連携を図りながら、精神障害者ケアマネジメントに基づき、対象者に対し一定期間退院に向けた支援を行う。

◆「グループホーム活用型ショートステイ事業」（事業委託）

精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施する。

◆「精神科訪問看護推進事業」（事業委託 平成20年度終了）

精神障害者が、退院後の地域生活を始めるにあたり、治療の中断や病状悪化を防ぎ、安定した地域生活を継続させるため、精神障害者への医療相談や看護等の療養支援を行う地域の精神科訪問看護実施体制を整備する。

◆「地域生活移行支援会議」

全都的な会議及び退院促進支援事業のための圏域別会議を実施する。

◆「地域体制整備担当係長の配置」

精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合的な調整を行う地域体制整備担当係長を（総合）精神保健福祉センターに配置。

3 都道府県としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯 ②

○「精神障害者地域移行体制整備支援事業」（平成24年度から実施）

精神科病院に入院している精神障害者が、円滑に地域移行を図るための体制及び安定した地域生活を送るための体制を整備するとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図る。

◆「精神障害者地域移行促進事業」（事業委託）

ピアサポーターと共に、長期入院者等に対する地域移行への動機づけ支援や、病院と地域をつなぐ橋渡しを行い、広域にわたるネットワークを構築・強化し、円滑な地域移行・地域定着を推進する。

◆「グループホーム活用型ショートステイ事業」（事業委託）

精神障害者グループホームに併設した専用居室を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施する。

◆「地域生活移行支援会議」

精神障害者の地域移行に関する目標達成に向けて、関係機関との連携を深め、効果的な支援体制構築に向けた協議を行うため、情報交換、課題の調整及び検討等を行う。

◆「地域体制整備担当（課長代理）の配置」

都内3か所の（総合）精神保健福祉センターに各1名配置。地域生活への移行に必要な体制整備の総合的な調整役を担う。

◆「人材育成事業」（事業委託）

精神障害者の地域移行・地域定着を担う人材の資質向上のための研修等を実施する。

3 都道府県としての精神障害者の地域移行の取り組みの経緯 ③

○「精神障害者早期退院支援事業」（平成27年1月から実施）

精神科病院の入院患者の地域生活への移行の促進をめざし、医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図るなど、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。

- ・地域援助事業者等が医療保護入院者退院支援委員会等へ出席した際に、精神科病院が地域援助事業者等に支払った費用に対する補助。
- ・精神科病院が、医療保護入院者退院支援委員会等に地域援助事業者等を出席させた際に要する事務費補助。

○「精神保健福祉士配置促進事業」（平成27年1月から実施）

精神科病院において、病院内外における調整や支援計画、医療と福祉の連携体制を整備する精神保健福祉士の配置を促進し、精神障害者の地域移行に必要な体制を整備することで、医療保護入院者が早期に円滑に地域生活に移行できるよう支援する。

- ・医療保護入院者の早期退院支援に関わる精神保健福祉士の確保のための補助。

4 精神障害者の地域移行推進における強みと課題

特徴(強み)

1. 精神障害者に対する専門的な知識と経験を有するコーディネーター等を配置し、ピアサポーターと共に、入院中に精神障害者への退院に向けた動機付け支援や、病院と地域を繋ぐ橋渡しを行っている。
2. グループホーム活用型ショートステイ事業では、グループホームを活用し体験宿泊により地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施している。
3. 都内3か所の(総合)精神保健福祉センターに地域生活への移行に必要な体制整備の総合的な調整を担う課長代理(地域体制整備担当)を配置

課題

1. 個別給付による地域移行支援の利用にあたっては、病院職員の理解の推進と共に、退院の意思表示ができず給付申請が難しい長期入院者に対する丁寧な支援が必要
2. 地域移行支援の推進には、精神科病院、事業所、区市町村等の行政機関の連携による支援が必要。
3. 地域移行支援・地域定着支援を担う事業者の拡大及び支援の質の向上等の人材育成

5 精神障害者の地域移行推進のための本年度のスケジュール

今年度の目標

1. 個別給付による地域移行支援・地域定着支援の推進
2. 病院・事業所向けニーズ調査により、長期入院精神障害者の現状や事業者の実態等の把握を行い、個別給付による地域移行支援・地域定着支援の推進や地域移行を推進していく方策を検討する

次期(月)	実施内容	担当
5月	区市町村に支給決定状況、課題等の調査を実施。	本庁
9月	個別給付による地域移行支援・地域定着支援の推進をテーマに、区市町村・病院・事業所向けに地域生活移行支援会議(圏域合同)を実施(都、事業所等説明予定)	精神保健福祉センター
10月頃	他機関・他職種連携をテーマに人材育成事業研修を実施。 病院・事業者向けにニーズ調査予定	本庁(委託) 本庁(委託)